

橿原市結婚新生活支援補助金申請に係る提出書類

申請者氏名

電話番号

- -

必須の書類

【記入が必要な書類】

- ☐① 橿原市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ☐② 誓約書（様式第 3 号）
- ☐③ 同意書（様式第 4 号）

【橿原市に転入したことが分かる書類】

- ☐④ 新婚世帯の住民票の写し＜原本＞

→ 橿原市役所の市民窓口課で発行/マイナンバーカードを利用してコンビニ発行

※ 転入先の住所が、新住宅の住所と同一であること。

【婚姻届受理日に夫婦ともに 39 歳以下であることが確認できる書類】

- ☐⑤ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し＜原本＞

→ 婚姻届受理証明書：婚姻届提出先（市役所等）で発行

戸籍謄本：行政機関（市役所等）で発行

【夫婦の一方又は両方が奈良県外からの転入であることが確認できる書類】

- ☐⑥ 奈良県外から転入された方の戸籍の附票又は住民票除票の写し＜原本＞

※ 転入日から起算して、過去 1 年以内に奈良県内に居住していないこと。

→ 戸籍の附票：本籍地（橿原市に転入前の本籍地）の行政機関（市役所等）で発行

→ 住民票除票：前住所地の行政機関（市役所等）で発行

【世帯所得が 500 万円未満であることが確認できる書類】

- ☐⑦ 交付申請時点で取得可能な最新の所得証明書

【申請者の本人確認書類】

- ☐⑧ 顔写真がある身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※ 顔写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証＋年金手帳等の 2 種類の組み合わせ

« 裏面に続く »

【市税の滞納がないことを確認する書類】

- ☐⑨転入前の市町村と榎原市において市税の滞納がないことを証明する書類（直近年度のもの） <原本>

転入前の市町村：窓口や郵送で「すべての税目について滞納がないことを証明する書類」の発行を依頼
榎原市：未納がない証明を発行

【補助対象経費の確認ができる書類】

- ☐⑩住宅賃借費用、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、引越費用が分かる書類の写し

→契約書（必須）、領収書、通帳の写し等

※対象外となる費用が含まれている場合は、その分を差し引いた額が補助対象経費となる。

※対象外となる費用と合算で支払っている場合、費目の内訳が確認できる書類が必要。

※電子契約により契約書に契約締結日の記載がない場合、電子署名日が確認できる書類が必要。

該当する場合のみ提出が必要な書類

- ☐⑪直近月の給与明細の写し（給与所得者の場合）

- ☐⑫貸与型奨学金を返済したことが分かるもの（通帳の写し等）

- ☐⑬住宅手当支給証明書（様式第2号）

※職場から住宅手当が支給されている場合

審査対象外の書類

- ☐⑭アンケート

申請時間き取り事項

★先輩移住者インタビューにご協力いただけるかどうか

- ☐協力できる（メールアドレス： ）

- ☐協力できない

★移住セミナーや移住イベントに先輩移住者としてご参加いただけるかどうか

- ☐参加できる（メールアドレス： ）

- ☐都合が合えば参加できる（メールアドレス： ）

- ☐1.2回であれば参加できる（メールアドレス： ）

- ☐参加できない